商

法

の

部

改

正

運 送営業

1 総則

この 法律における「運送人」、 陸上運送」 海上運送」 及び「航空運 送 の意 義について定め

る ものとすること。 (第五百六十九条関係

2 物 品 運送

(-)物 品運送契約

Ų

を約 物 品運 荷送人がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、 送契約は、 運 送人が荷送人からある物 品を受け取りこれを運送して荷受人に引き渡すこと その効力を生

ずるものとすること。 (第五百七十条関係

送り状 の交付義務 等

荷送人は、 運送 人の請求により、 次に掲げ る事項を記載し た書面 (以下「送り状」 という。

を交付しなければ ならないものとすること。 (第五百七十一条第一 項関 係)

イ 運 送 品 の 種 類

八 荷 . 造 り の 種 類 運

送

品

の容積

若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記

荷送人及び荷受人の氏名又は名称

ホ 発送地及び到達地

法 に 荷 ょ 送 IJ 人 提供することができるものとすること。 は 送 1) 状 の 交付に代え て、 運送 人の 承 小諾を得 この場 合に て、 送り状 お しし τ は、 に記 当該荷 載 すべ き 送 事 人 は、 項 を 送 電 磁 IJ 状 的 を 方

交付 L た も の لح み なすものとすること。 (第五百七十一 条第二 項 関 係

(三) 危険物に関する通知義務

に 荷送 運 送 人 ば 人に 運送 対 Ų 品 そ が引火性、 の旨及び当 爆発性その他 該 運 送品 の 品 の 名、 危険性を有するものであるときは、 性 質 そ の 他 の 当 該 運 送 品 の安 全 な そ 運 の 送に 引 渡 必 し の 前

情 報 を 通 知 L なけ れ ば ならない ものとすること。 (第五百七十二条関 係

四 運送賃

運送 賃 は、 到 達 地 に お け る運 送 品 の 引渡 U と同 一時に、 支 払 わ な け れば な 5 ない も の とすること。

(第五百七十三条第一項関係)

(五) 運送人の留置権

運 送 人は、 運送 賃、 付 随 の費用及び立替 金につい ての み その 弁済を受けるまで、 そ の 運 送品 を

留 置することができるものとすること。 (第五百七十四条関 係

(六) 運送人の責任

す の る 運送 滅 責任を負うものとすること。 失 若 人は、 U < 運送 は 損 品 傷 の受取から引渡 の 原因がも 生じ、 ただし、 又 は しまでの間 運 運 送 送 品 人が に が その運送品が滅失し若しくは損傷 延 その運送 着 L た ح きは、 品の受取 これ 運 に 送、 よっ て生じ 保管及び引渡 Ų た 若しく 損 害 L を に 賠 は そ 償

L١ て 注 意 を怠らなかっ たことを証明したときは、 この限り で ない ものとすること。 (第 五 百七十五

条 関 係

(七) 高 価 品 の 特 則

明 告 さ れ な 61 高 価 品 に つ L١ て運 送 人は 損 害 賠 償 の 責 任 を 負 わ な 11 旨 の 規 律 は、 次 に 掲 げ る場 合に

ιţ 適 用 し な しし も のとすること。 (第五百七十七条第二項

物

品

運

送契約

の

締結の当

時、

運

送品が高

価

品であることを運送人が知っていたとき。

関 係

運 送 人 の 故 意 又 は 重 大 な過 失に よっ て高 価 品 の 滅 失、 損 傷又は 延着が 生じたとき。

(八) 複合運送人 の 責 任

陸 上運 送、 海 上 運 送又は 航 空運 送のうち二以 £ の 運 送 を の 契 約 で引 き受け た 場 合に お け

送 品 の 滅 *** 失等. に つ しし て の 運 送 人の 損害賠 償 の 責 任は、 そ れ ぞ れ の 運 送 に お しし て そ の 運 送 品 の 滅 失

等 の 原 因 が生じた場合に当該運送ごとに適用 されることとなる我が国 の 法令又は我が国 一が締

た条 約 の 規定に 従うも のとすること。 第五 百七十八条第一 項 関 係

の 規 定は、 陸 上 運送であってその区間ごとに異なる二以 上の 法令が 適用され る もの を の 契

約 で引き受けた場合について準用するものとすること。 (第五百七十八条第二項関 係

(九) 相 次 運 送 人 の 権 利 義 務

陸 上 運 送 の 相 次 運 送 人に 関 する規律は、 海上運送及び航空運送につい て準用するものとすること

(+)五 百 七 +九 条 第 兀 項 関 係

荷受人の 権 利義 務 等

る

運

つ て生じ 荷受人は、 た荷送人の 運 送 品 が到 権 莉 達地 と同 に到着し、 の 権利を取 又は 得するものとすること。 運送品 の全部が滅失したときは、 (第五百八十 物 品 条第 運 送契約 項 関 に ょ 係

の 場 合に お 1) て、 荷受人が 運 送品 の 引 渡 し又はその 損 害 賠 償 の 請 求 を U たときは、 荷 送 人は

ものとすること。

(第五百

八十一条第二項

関

係

(+) 運送品の供託及び競売

そ

の

権

利を行使することができない

運送人は、 荷 受 人 (を確 知することができない ときは、 運 送品を供 託することができる ŧ の とす

ること。 (第五百八十二条第一項関係)

送 义 品 をすべき旨を催告したにもかかわらず、 を競売 に規 そ の 定する場合に に付することができるものとすること。 他 の 事 由による価格 おい て、 の 運送人が荷送人に対 低落のおそれ 荷送人がその指 があ (第 五 る 運 U 相当 送 図 百八十二条第二 の 品 ば をし 期 間 な を定 ١J の 催 め ときは、 告をし て運送 項 関 運 な 係 品 送 ĺ١ の 人は、 処分に で 競 売に そ つ き指 付 の 運 す

ることができるも のとすること。 (第五百八十二条第三項 関 係)

ものとすること。 ことを妨げないものとすること。 及 び により た 運送品を競売に付したときは、 ただし、 その代 価 第五百八十二条第四 の全部又は 部 運送人は、その代価 を 運 項 送 関 賃、 係 付 随 の 費 を供託 用又は U な 立 替 け 金 れ に ばならない 充当する

荷送人に対してその旨の 送 人は か 5 まで 通知を発 の 規 定 Ū に なけ より 運 ればならないものとすること。 送 品を供 託 Ų 又は 競 売 に付 L 第五百八十二条第五項 たときは、 遅 滞 な

関

係

合に 運 送 ۲ つい 人が、 か 5 て準し の 規 荷受人 ま 定中 用す で の に 規 るものとすること。 荷送 定は、 対し 相当の 人 荷受人が運 とあ 期 る 間 のは を 定 こ 送 \neg め の 品 場 荷 て の受取を拒 合に 送人及び荷受人」 運 送 品 お の い 受 取 て、 み、 を 催 又はこれ の 告し、 と読 規 定中 み替 を受け取ることができな か 、 つ、 運 えるも 送 そ 人が」 の の とす 期 لح 間 ること。 あ の る 経 過 の 後 L١ に

第五百八十三条関係)

商法第七百五十四条を削除するものとすること。

運送人の責任の消滅等

(±)

受け なす 運送 だ そ 損 傷 運 の 運 人に 取っ も 書 送 旨 又 送 の は 人 品 の の 対 が とすること。 期 通 たときは の 部滅失 間 L 損 更に第三者に対して 知 て は、 を 傷 発 又 が は 運 の L あっ 送 た たと 消滅するも 入 だし 部 きは、 第 が当該 た場合に 滅 書 失 五百 につ の こ 通 通 運送を委託 のとすること。 八十四条第三項 知 知 おい ١J の を受 を 発 ての運 限 ij て、荷受人が引渡 L け で 送 な た たときは、 した場合に 人の 日 い ただ 関 から二週 も の 責 係 とす 任は、 Ų お 運送 間 いて、 ること。 運 U を経過 の 送 人に対する第三者の 荷 受 品 日から二週 荷受 に 人 直ちにで が する 日 第 五 人が 異 議 ま 間 発見することができ 百 をとどめ 以内. で延 八 十 の た 責 だ 四 長 に運送人に 任 さ U 条 な れ に 第 ĺ١ 書 た で 係 の も 期 運 る 項 対 送 間 関 の な 品 لح の 内 係 L た に て を

場 合 運 に 送 あっ 品 の て 滅 は、 失等 そ につ の 引 ١J 渡 て L の がさ 運 送 れ 人 るべ の 青 き 日) 任 は か 運 5 — 送 品 年 の 以 引 内に 渡 し 裁 が 判 さ 上 れ の た 請 日 求が 運 さ 送 れ 品 な の 61 全 ときは 部 滅 失 の

消 滅 す るものとすること。 (第五 百八十五条第一 項 関 係

の 期 間 は 運 送品の滅失等に よる損 害 が 発 生 L た 後 に 限 וֹ) 合意 に より、 延 長することが

で

が

償

きるものとすること。 (第五百八十五条第二項 関 係

損 も L 又は の 害 運 を賠償 とすること。 送 裁 人 が 判上の請求をされたときは、 し又は 更に第三者に対 裁 判 第 五 上の請求をされた日から三箇月を経過する日まで延長されたもの 百 して 八十五条第三 運 送を委託 運 送 項 関 人に対する第三者の し た 場 係 合に お しし て、 運送 責 任 に 人 が 係 る の期 の 期 間 間 内 は に 損 とみ 害 運 送 を なす 賠 人

(<u></u>) 運 送 人の不法行為責任

受け 送人又は荷受人に対する不法行為に 荷受人があらかじ 商法 た 運 第五百七十八 送 人 の荷受 条及び め荷送人の委託 人に対する責任 第五百 八 による損害 に 十条並 による運送を拒 つい 害 びに て は 賠 (<u>±</u>) 償 この の Ь 規定 責 でい 任に 限 ij は たに で つい な 運 も 11 送 て準用するものとすること。 かかわらず荷送人から運 品 も のとすること。 の 滅 失等. につ 61 て 第 五 の 運 百 送を引き 送 た 八 人 だ の 荷

(点) 条関 運送人の 係 被用 者 の

不

法

行為責

任

る場 は の 運 軽 (圭) 合に 減 送 の さ 規 人 は、 れ の 定 るも 被 に その 用 ょ IJ のとすること。 者 責任が免除され、 運 の 荷 送 送 品 人又は の 滅 失等に 荷 (第五百 受 又 は 人に つい 八十 軽 対 て 減 す の され る 八条第 運 不法 送 る限 人の 行 項 為 度 損 関 に に 害 賠 よる お 係 ١J 償 損 て、 の 責 害賠 そ 任 償 の が 免 の 運 送 品 責 除 任 S れ も、 の滅 又 免除され、 失等に は 軽

減

さ

れ

又

て

の 規 定は、 運送人の被用 者 の故意又は重大な過失によっ て運送品の滅失等が生じたときは

適 用 L な ĺ١ ものとすること。 (第五百八十八条第二 項関 係

(畫) 貨 物 引 換 証

商 法第五百七十一 条から第五百七十五条まで及び第五百八十四条を削 除 するものとすること。

3 (-)旅 客 運送

旅客運送契約

支払うことを約することによって、 旅客運送契約は、

運

送人が旅客を運送することを約

Ų

相手方がその

結果

に対

してその

運

送賃

を

(第五百八十九条関

係

その効力を生ずるものとすること。

(二)

運送人の

責

任

商法第五百九十条第二項を削除するものとすること。

(三) 特約 禁止

旅 客の 生命又は 身体の 侵害 に よる 運送 人の 損 害賠 償 の 責 任 運 送 の 遅延を主たる 原 因とするも

のを除く。 を免除し、 又は軽減 する特約 は、 無効とするものとすること。 (第五百九十一条第

項関係

の規定は、 次に 1掲げ る場合に は、 適 用 U ない ものとすること。 (第五百九十一条第二 項関 係

行うとき。

1 大規模な火災、 震災その他の災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合におい て運

送を

- 7 -

運 送に 伴い 通常生ずる振 動 そ の 他の事 情 により生命又は 身体に重大な危険が及ぶおそれが あ

る 者の 運 送を行うとき。

(四) 引渡しを受けてい ない手荷物に関する運送人の 責任等

運送人は、 旅客 から引 渡しを受けてい な しし 手 ·荷 物 身 の IJ 品 を 含む。 の 滅 失又は 損 傷 に

いては、 故意又は 過失がある場合を除き、 損 害 賠 償 の責任 を負 わ ない ものとすること。

九十三条第一 項関 係

商法第五百 八十条及び2の生から生までの 規定のうち、 の 運 送 人の 責 任に つい

のに つい て定めるものとすること。 (第五百九十三条第二項

関

係

て準

甪

す

るも

第五

運送 人の 債 権 の 消 滅 時 効

(五)

商 法 第 五 百六十七 条 の規定は、 旅客運送につい て準用するものとすること。 第五百九十四 [条関

係

海

商

船 舶

(-)

の 所 有 1

船

総 則

イ 航 海 中の船 舶 に対する差押え等の 制

限

船 舶 差押 停 え 泊中 及び の 仮 も 差 のを除る 押 え の **** 執 行 に 仮 . 対 し 差押/ え てはすることができない の 登記をする方法 に よる も のとすること。 も の を除く。 ιţ (第六百八十 航 海 中

. О

九 条 関 係

社 員 の 持 分 の 売 渡 Ū の 請 求

持 分会社 の業 務を執行する社 員の持分の移転により当該持分会社 の 所有する船 舶が日本 の

籍 を喪 失することとなるときは、 他 の 業 務 を執行する社員 は、 相当 の 対 価でそ の持分を売

すことを請求することができるものとすること。 (第六百九十一 条関

係

IJ

渡

玉

船 舶 の 共 有

1 商 法 第六百十 九 十七条を削 除 するものとすること。

持 分 の 譲 渡 る船舶共有者 ば 者の の承諾 を 得

八 船 舶 管 理 人

部

又は

部を他

人に譲渡することができない

も

のとすること。

(第六百九十六条第二項関

係

船

舶

管

理

人で

あ

他

の

船

舶

共

有

全

員

な

け

れ ば、

そ

の 持

分

の

全

商 法 第 九 条 の 規 定は、 船 舶 管 理 人の登記 につい て 準 用 するも のとすること。 第六百九

条第四 項 関 係

船 舶 管 理 人の 義 務

船 舶 管 理 人 は 定 の 期 間ごとに、 船 舶 の 利 用 に 関 する計算 を 行 ίį 各船: 舶 共有 者 の 承 認 を

求 め な け れば な らない ものとすること。 (第六百九十九条第二 項 関 係

(二) 船舶 賃貸 借

船 舶 の 賃 借 人であって商行為をする目的でそ の船 舶 を航 海 の 用に供 L て ١J るも の は そ の 船

舶

を

受け 取っ た後にこれに生じた損傷があるときは、 ただし、そ の損傷 が賃貸人 、 の 責 めに帰 すべき事 その 利 由 用 に に必要な修繕をする義務 よるもので あるときは、 を負うものとす こ の 限りでな

(三) 定期傭船

L١

ものとすること。

(第七百二条関

係

定期傭船契約

手方

の

利

用

に供することを約

相手方がこれ

に対

してその

傭

船料を支払うことを約することに

定 期傭 船契約は、 当事者の一方が艤装した船 舶に船員を乗り組ませて当該船舶を一 定 の 期 間 相

よって、 その効力を生ずるものとすること。 (第七百四条関 係

定期傭船者による指示

定 期 傭 船者は、 船長に対 Ų 航路の決定その 他の船 舶 の 利 用 に 関 U 必 要 な事項 く を 指

ができるものとすること。 ただし、 発航 前 の 検 査その他 の 航 海 の安全に関する事項については、

この限りでないものとすること。 (第七百五条関係)

費用の負担

船 舶 の 燃料、 水先料、 入港料その)他船; 舶 の 利 用に関す る通常の費用は、 定期 傭 船 者の負担とす

るものとすること。 (第七百六条関係)

運送及び船舶賃貸借に関する規定の準用

送する場合について、 第 の (三) (三) (一) 同法第七百四条第二 及 び 商 法 第 七百四 項の規定は定期 + 条 の 規 定 は 定 傭 期 船 傭 者 船 の船 契 約 舶 に の 係 利用 る 船 に 舶 つ に ١J ょ て生ずる先 IJ 物 品 運

示すること

2

取特権について、 それぞれ準用するものとすること。

(第七百七条関係

船

(-)船長の責任

商法第七百五条を削除するものとすること。

(二) 船長 商法第七百九条第一項のうち、 の職務 船長は運送契約に関する書類を船内に備え置かなければならな

い旨の規律を削除するものとすること。

商法第七百九条第二項を削除するものとすること。

商法第七百二十条第二項を削除するものとすること。

船長 の権

限

(三)

船 長の代理権

船 長 は、 船籍港外においては、 次に掲げる行為を除き、 船舶所有者に代わって航 海 のため に 必

要なー 切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するものとすること。 (第七百八条第 項 関

係)

1

船舶

について抵当権を設定すること。

借財をすること。

商法第七百十三条第二項を削 除するものとすること。

商法第七百十七条及び第七百十八条を削除するものとすること。

海 上 物 品 運 送に に関す る 特則

個 品 運 送

運 送品 の 船 積

み

等

イ 運送人は 個 品 運 送契約 に 基 ゔ L١ て荷送人か ら運 送品· を受け取っ たときは、 そ の 船 積 み 及

積 付け をしな け ればならな ١J ものとすること。 第七百三十七条第一 項 関 係

荷送人が運送 品 の引渡. しを怠ったときは、船長は、 直ちに発航することができるも のとする

こと。この場合 に お 11 て、 荷送人は、 運送賃 の 全 額 へ 運 送人がその運 送 品に代 わ る 他 の 運 送

な について運送賃を得た場合にあっては、 しし ものとすること。 (第七百三十七条第二項関 当 該 **必運送賃** 係 の 額を控除した額) を支払わ

航 海 に堪える能力に関する注意 義務

運 送 人は、 発航 の当時次に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、

につい て、 損 害 賠 償 の 責 任を 負うものとすること。 ただ Ų 運送 人がそ の当時当該 事 項 に つ しし

注意 を怠らなかっ たことを証明したときは、 この限りでない ものとすること。 (第七百三十九条

第 項 関 係

イ 船 舶 を航 海 に 堪 える状態 に置くこと。

船 員 の 乗 組 み、 船舶 の 艤 装及び需品 の補 給を適切 に行うこと。

八 船 倉、 冷蔵室そ の 他運 送品を積み込む場 所を運送品の受入れ、 運送及び保存に適する状態に

置くこと。

損

傷

叉は

延

着

て

なけ

れば

な

5

品

免 責 特 約 の 効 力

こと。

1 な過失によって生じた損害の賠償責任 商 法 第 七百三十九条のうち、 船舶 所 有 者 に係る免責特約を無効とする規律を削 の過失又は 船員その 他 の 使 用 人の悪 除するも 意若しくは のとする 重大

の 規定による運送人の損 害賠償の責任 !を免除-又は軽減する特約は、 無効とするものと

運送品の 陸 揚げ すること。

(第七百三十九条第二

一項関

係)

商法 第七百五十二条第四項を削除するものとすること。

荷送人の運送賃支払 義務等

イ 荷受人は、 運送品を受け取ったときは、 個 品運 送契約又は船 荷証券 の趣旨に従い、

次に掲げる金額の合計額を支払う義務を負うものとすること。

(第七百四十

条 第

一 項

運 送

人に

係)

対 し、

運送賃、 付 随 の費用及び立替金の 額

(口)(イ)関 運送品の価 格 に応じて支払うべき救助 料の 額 及び共同 海 損 の分担額

商 法 第七百五 十五条及び第七百五十六条を 削 除 する も の とすること。

八 商法第七百六十四条第一号及び第三号を削除するものとすること。

運送 品 の 競 売

1 運送人は、 荷受人に 運送品を引き渡 U た後に おい ても、 1 の金額 の支払を受けるため、

そ

の 運 送 品 を競売 に付することができるものとすること。 ただし、第三者がその占有を取得 た

きは、 この 限 IJ でな L١ ものとすること。 (第七百四十二条関 係

荷送人による発航前の解除

商

法

第七百五

十八条を削

除するものとすること。

1 発航 前 に お 11 て は、 荷 送 人は、 運送 賃 の 全額を支払って個 品 運 送契約の解 除 をすることがで

るも のとすること。 ただし、 個品運 送契約の 解 除によって運送人に生ずる損 害 の 額 が運 送 賃

項関係)

き

の

全

죔

を下回るときは、

その

損害を賠

償

すれ

ば

足りるも

のとすること。

(第七百四

十三条

イ の 規定: は、 運 送 品 の全部 豆 又 は 部 の 船 積 み がされた 場 合に は、 他 の 荷送 人及び 傭 船 者 の 全

荷送人による発航後の解除

員

の

同

意を得たときに

限

<u>,</u>

適

用

する

も

のとすること。

(第七百四十三条第二

項

関

係

発 航 後 に お 61 て は、 荷送 人 は 他 の 荷 送 人及び 傭 船 者 の 全 員 の 同 意 を 得、 か う、 つ、 運 送 賃 等

運 送 品 の 陸 揚 げ に よっ て生ずべき損 害 の 額 の 合計額を支払 ίį 又は 相当の)担保· を供 U な け れば、

個 品 運 送契約 の 解 除をすることができな 11 ものとすること。 (第七百四十五条関 係

個品運送契約の法定終了及び法定解除権

商法第七百六十三条を削除するものとすること。

非航海船による物品運送への準用

の 規 流定は、 商 行 為をする目的 で 専ら 湖 川 港湾その 他 の 海以外 の 水 域 だにお しし て 航 行 の 用 に供

(二) 航海

〈

以

非

航

海

船

とい

う。

に

こよっ

て物品を運送する場合について準用するものとすること

第七百四十七条関

係

する

船

舶

端

舟そ

の

他ろかい

の

み

をもって運

転し、

又は主としてろかい

をもって運

転する舟を除

傭 船

運送契約書 の交付が 義

務

商法第七百三十七条を削除するものとすること。

1 運 送品 航 海 傭 の 船契約 船 積 み に . 基 づ いて運送品の船積み の ために必要な準備を完了したときは、

八条第一 項 関 係 滞

なく、

傭船者に

対してその旨

の通知を発し

なければ

ならないものとすること。

(第七百四十

船長は、

遅

通 知 船 が 積 期 あ 間 の定 た 時 か めがある航 ら起算す るも 海傭 のとすること。 船契約において始期を定めなかったときは、 第七百四十八条第二 項 関 係 その期間は、

運 送 品 の 陸 活揚げ

準 備 陸 揚 を 期 完了し 間 の定めがある航海 た旨 の 船長からの 傭 通 船契約 知 があっ に お た 時 L١ て始期を定めなかったときは、 から起算するものとすること。 その期 (第七百五十二条 間 ば、 必要な

第二項関 係

運送 賃

1 商法第七百五十五条及び第七百五十六条を削除するものとすること。

イの

商 法第七百六十四条第一号及び第三号を削除するものとすること。

運 送 品 の 競 売 商法第七百五十八条を削除するものとすること。

全 部 航 海 傭 船 契 約 の 傭 船 者 による発航 前 の 解

1 発航 前 に お 11 ては、 全部 航 海 傭船契約 の 傭船者は、 運送賃の全額及び滞船料を支払って全部

よって運 航 海 傭 船契約の 送 人に 解除をすることができるものとすること。 生ずる損害の 額 が運送賃の全額及び滞船料を下回るときは、 ただし、 全部航 海 そ 傭 船契約 の 損 害 を賠 の 解 除 す に

れば 足りるものとすること。

(第七百五十三条第一項関 係

商法第七百四十五条第二項及び第七百四十六条第二項を削除 するものとすること。

そ 全部航 の傭 船者が 海 傭 全部航 船契約 の 海 傭船 傭船者が船 契約 の解除をしたものとみなすことができるものとすること。 積期間· 内に 運送品 の船積みをしなかったときは、 運送人は) 第

七 百五十三条第三 項 関 係 八

の 及び 並びに 八 の規定は、 部航 海傭 船契約 の解除につい て準用するものとすること

(第七百五十五条関 係

再運送契約 に お け る船 舶 所 有 者 の 責

商 法第七百五十 九条を削除するものとすること。

航 海 傭 船 契約 の 法定終了及び法 定 解 除 権

商 法第七百六十条から第七百六十三条までを削除するものとすること。

個 品 運 送契約に関 する規定 の準 用 等

1 とすること。 七百五十三条第二項及び第七百六十四条第二号の規定 の (第七百五十六条第 1 イ及び 亚 び に 一 項 商法第七百四十条、 関 係 は、 第七百四十六条、 航 海 傭 船契約につい 第 七 百五十一 て準用する

第

の

免責特約の 効力

(口(イ) 運送人は、イにおいて準用する一の規定による商法第七百三十九条を削除するものとすること。 減する特約をもって船荷証券の所持人に対抗することができない 定による運 送人の 損 害 賠 償 ものとすること。 の 責 任 を免除 ŕ 又は

百五十六条第二 項関 係

軽

船荷 船 証券等 荷証券の交付

義

務

(三)

イ あっ 者 れ 通 又は ば の 運 請 ならない た旨を記載 送人又は 数通を交付しなければ 求 に ょ ij ものとすること。 船 U 長 ĺţ 受取があっ た船荷証券 荷送 人又は ならない た旨を記 **(**以 運送品 下 傭 船 も 載 の 船 者 船 積 のとすること。 L の 船 た 積 請 船 み前 求に 荷証券」という。 荷 より、 証 にお 券 いても、 以下「 (第七百五十七条第 運 送品 その受取後は、 受 取 の船 の — 船 積 通 荷 み 又は 後遅 証 券」 滞 数 ح 項関 通を交付 な 荷送人又は ١J < う。 係 船 積 の 傭 み 船 け が

受 取

船

荷 証

券

が

交付

さ

れ

た 場

合には、

受 取

船

荷証券

の

全部と引

換えで

なけ

れ

ば

船

積

船

荷

証

券

の交付を請求することができな

11

ものとすること。

第七百五十七条第二項関

係

- 17 -

1 及 び ロの 規 定 ば、 運 送 品 に つ ١J て 現 に 海 上 運 送状 が交付され てい るとき は 適 用 L な しし

も

の とすること。 第 七 百 五 · + 七 条 第三 項 関 係

八

船 荷証 券 え の 記 載 事 項

1 船 荷 証 券に は、 次に 掲 げ る 事 項 受 取 船 荷 証 券 に あ つ て į (h) 及 び ば (チ) に 掲 げ る 事 項 を

(ヲ)(ル)(ヌ)(リ)(チ)(ト)(へ)(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)(イ) と 第七百五 五 + 八条 第 項 関 係

を記

載

Ų

運

送

人又は

船

長

が

こ

れ

に

署名

又は

記

名押印

L な

け

れ

なら

な

l١

も

の

とするこ

除

運 送 品 の 種 類

運 送 品 の 容 積 苦し < は 重 量 又は 包若しくは個品

の

数及び運送品

の記号

荷 外 送 部 人又 か 5 は 認 傭 め 船 5 者 れ の る 氏 運 名又は 送 品 の 名 状 称 熊

荷受 人の氏 名又は 名 称

運 送 人 の氏 名又は 名 称

船 積 港 及 び

船

積

み

の

年

月

日

船

舶

の

名

称

港

陸 運 送 揚 賃

数 通 **ത** 船 荷 証 券 を 作 成 し た ときは そ の

数

作

成

地

及

び

作

成

の

年

月

 \Box

とができるものとすること。この場合においては、 積 受 取 み が あ 船 荷 た旨 証券と引換えに船 を 記 載 か つ、 積 船 荷 署 名 証 参の Ų 交付の請 又は記名押印 イのト及びチに掲 求があったときは、 L て、 船 積 船 げ 荷 る事 その受取 証 券 項 の をも 作 成 船 記 に 荷 載 代 証 券 え なけ に 船

ればならないものとすること。(第七百五十八条第二項関係

船荷証券の謄本の交付義務

商法第七百七十条を削除するものとすること。

荷送人又は傭船者の通知

1 ょ る 通 1 知 の ディ (イ) ひ び が あっ たときは、 **(□)** に 掲げる 事 そ の 項 通知 Ŕ に その事 . 従っ て記載-項につき荷送人又は U なけれ ばならない 傭 船 者 ものとすること。 の 書面又は 電 磁的 方 第 七 法 に

百五十九条第一項関係)

つい な あ い場合も、 ることを確 1 て、 の 規定は、 運送品又はその容器若しくは包装に航 認 同 様とするものとすること。 する適当な 1 ・の通知 が 正 方法 確 が でないと信ずべき正当な理 な L١ 場合に (第七百五十九条第二項 は、 海 適 の 終了 用 L 。 の 時 な 11 由がある場合及び当該 まで判 も の とすること。 関 読 に堪える 係 表示 運 送 通 が 知 品 だされ が 正 の 記 確 で

八 す る責任 荷 送人又は を負うも 傭 船 者は、 のとすること。 運 送人に対し、 (第七百五十九条第三 イの 通 知 が 正 確 項関 で な 係 11 ことに よっ て生じ た損 害を 償

船荷証券の不実記載

運送 人は 船 荷 証 一券の 記載 が事 実と異なることをもっ て善意 の 所 ... 持 人に対抗することができな (四)

いものとすること。 (第七百六十条関係)

二人以上の船荷証券の所持人から請求を受けた場合の

供

託

ŧ 引き渡し 託することが 二人以上の 同様とするも た後に 船 できる 他 荷 の 証 の 所持 券 も とすること。 の の 所持. とすること。 人が運送品の引渡 人が運送品 (第七百六十七条第一 運 送 の 引 U 人が)を請求-渡 商 L 法 を U 第 請 七 求 たときに 百 項 U 七十一 関 たときは、 係 お け 条 るそ の 規 運 送人は、 の 定 運 に 送 ょ 品 1) 運 そ の の 残 送 部 運 品 送品 に の つ 部 しし を 供 て を

複合運送証券

イ 送 を交付 ょ な 人の ı) 5 運送人又は な 請 運 61 送 求に な も け 品 の とすること。 ょ 船 れ の 長は、 ij ば 船 な 積 5 受取が み な 後 陸上運送及び海上運送を一 しし 遅 滞 も あった旨を記載 のとすること。 第七百六十 な Ś 船 積 九 み 条 L が 第 た複 運送 あっ 合運 の契約で引き受け 項 た旨 品 関 の 送証券 っ を 記 船 係 積 載 み の 前 L た複合 に お 通又は数通を交付 ١J たときは、 運 て も、 送証 そ 券 の 一 荷送人 の 受 取 通 L の なけ 後 又 は 請 は 数 求 れ 荷 ば 通 に

て、 る も 船 の 荷証 とすること。 1 の 券に関する規定は、 規定中 「除く。 第七百六十九条第一 _ 複合運送証券につ とある の は、 二項 _ 関 除 く。 しし 係 て 準 用するものとすること。 並 び に発送地 及び到達 この 地 لح 場 る合に 読 み お え L١

海上運送状

つ た旨 運送 「を 記 人又 載 は U 船 た 長 海 は、 上運送状 荷送 人 を交付 又 は 傭 Ū 船 なけ 者 の れ 請 ば 求 な に らな ょ ij ١J も 運 の 送 とすること。 品 の 船 積 み 後 運送 遅 滞 品 な Ś の 船 船 積 み 積 前 み に が お あ

L١ τ も、 その 受取 後 ば、 荷送人又は 傭 船 者 の 請 派状に より、 受 取 が あっ た旨を記載 U た海 上運 送状

を交 付 な け れ ば な らな 11 も のとすること。 第七百七十 · 条 第 項 関 係

海 上運 送状には (三) 1 と同 樣 の 事項を記 載しなけ ればならな しり も のとすること。 (第₋ 七 百七

十条第二項関係)

送状には の 記 運 載 送人又は すべき事 船 ず項を電 侵し、 磁的 海 上運 方法に 送状の交付に代えて、 より提供することができるものとすること。 荷送人又は 傭 船 者 の承諾を得て、 この 場 合 海 に 上 お 運

61 て、 当 該 運 送 人又は 船 長 は 海 上 運 送状 を交付したものとみなすものとすること。 第 七 百 七

十条第三項関係)

の とすること。 か 5 までの 第七百七十条第四 規 定 ば、 運 送 品 に 項 つい 関 て 係 現 に 船 荷 証 券が交付されてい るときは、 適用 Ū な

海上旅客運送

4

商 法 第 七百七 十七条 か ら第七 百 八十七条ま でを削 除 す るも のとすること。

5 船舶の衝突

(-)

船

舶

所

有

者

間

の

責

任

の

分

担

船 舶 لح 他 の 船 舶 لح の 衝 突 以 下 船 舶 の 衝 突」 という。 に 係 る事 故 が 生じ た 場 合に お しし て、 衝

突 Û た しし ず れ の 船 舶 に うい てもそ の 船 舶 所 有 者又は船員に過失があったときは、 裁 判 所 は、 これ 5

の ഗ 場 過 合 失 に ഗ お 軽 しし 重 て、 を考 過 慮 失の L て、 軽 重 そ |を定めることができな の 衝 突 に よる 損 害 賠 償 いときは、 の 責 任 及び そ 損 害 の 賠 額 償 を 定 の 責 め る 任及び も の その とすること。 額 は、は、 各船

しし

も

舶 所 有 者が 等しい 割合で負担するも のとすること。 第七百八十八条関 係

(<u></u> _) 船 舶 の 衝 突 に よる 損 害賠 償 請 求 権 の 消滅 時 効

船 舶 の 衝 突を原 因とする不法 行 為 に よる損 害賠償請求権 (財 産権が侵害されたことによるものに

(第七百八十九条関係)

限

る。

は、

不法行

為

の

時

から二年

-間行使

L

な

١J

ときは、

時

効に

よっ

て消

滅するものとすること。

(三) 準 衝突

船 舶 の 衝 突に 関 す ·る規定 は、 船 舶 が その航 行 若しくは 船 舶 の 取 扱 しし に 関 する 行 為 又は 船 舶 に 関

す

る 法 令に 違 反する行 為に より 他 の 船 舶 に 著 しく接近し、 当該: 他 の 船 舶 又は 当 該 他 の 船 舶 内 に あ

若 L は 物 に 損 害 を 加 えた事 故 について準用するものとすること。 第七百九十条 関 係

四 非航海船との事故への準用

(一から三までの規 定 ば、 船 舶 と非航海船との事故につい て準用するものとすること。 (第七百九

十一条関係)

6 海難救助

(救助料の支払の請求等)

船 舶 又 は 積 荷 そ の 他 の 船 舶 内 に ある物 以 下 積 荷等」 という。 の 全 部又は 部 が 海 難 に 遭

遇 L た 場 合に お い て、 こ れ を救 助 U た者 があるときは、 その者 (以下「 救 助 者」 という。 ιţ

契約 に 基 ゔ か な しし で 救 助 L た ときで あっ て ŧ その結果 に 対 して救助料 の支払 を請求することが

係

できるものとすること。 (第七百九十二条第一項関

船 舶 所 有 者及び 船 長 は、 積 荷 等 の 所 有 者 に 代 わっ てそ の 救 助 に係る契約を締結する 権 限 を す

るものとすること。 (第七百九十二条第二項関係

(二) 救助料の額

救 助 料 につ き 特 約 が な 61 場 合 に お しし て、 そ の 額 に つ き 争 61 が あるとき は 裁 判 所 は、 危 険 の 程 度

救 そ 助 の の 結 他 果、 切 救 の 事 助 情 の を考慮して、 た め に 要 し た労力及び費用 これを定めるものとすること。 海 洋 の汚 ?染の防-止又は 第七百九十三条関 軽 減 の た め の 係 も の を 含

む

(三) 救助料の上限額

救 助 料 の 額 は、 特 約 が な ١J ときは、 救助され た物 の 価 額 救 助 され た 積 荷 の 運 送 賃 の 額 を

0 の 合 計 額 を 超 えることが できな L١ も の とすること。 第七百九十五

百三条第二項を削除するものとすること。

救助料の割合等

商

法

第

八

(四)

救 助 に 従 事 L た 船 舶 に 係 る 救 助 料 につ L١ て は、 そ の三分の二を船 舶 所 有 者 に 支 払 ľί そ の

の を 船 員 に 支払 わ な け れ ば ならな L١ も の とすること。 (第七百九十七 条 第一 項 関 係

の 規 定に . 反 す る特約で船 員に 不利なも のは、 無効とするものとすること。 (第七百 九十. 七条

第二項関係)

そ のとすること。 の 救 増 助 料 減 を の 請 割 求 合が著しく不相当であるときは、 す (第七百九十七条第三項 ることができるも のとすること。 関 係 船舶 この 所 有 場合に 者又は 船 おいては、 員 の一方は、 (二) の 規 他 定 の を準用するも 方に 対

条

関

係

こと。 船 こ 員 の に 場合に 支払うべき救 お しし て は、 助 料 商 の 法 割 合は、 第 八 百 救 兀 条 助 の に 従 規定· 事 を準 L た 用 船 す 舶 á の も 船 の 舶 とすること。 所 有 者が決定するも 第七 百九十七 のとする

条第四項関係)

救 助 者 が 救 助 することを業とする者であ るときは、 救 助 料 の 全 額 を そ の 救助 者 に 支 払 わ な け れ

ばならないものとすること。 (第七百九十七条第五項関係

救助料を請求することができない場合

(五)

次に 掲 げ る 場 合に は、 救助者は、 救 助 料 を請 求することができな 61 も の とすること。 第 八

百

条関係)

故意に海難を発生させたとき。

正 当 な 事 由 に ょ IJ 救 助 を 拒 まれ たに も か か わ らず、

救

助

L

たとき。

救助料の支払等に係る船長の権限

(六)

救 助 さ れ た 船 舶 の 船 長 は 救 助 料 の 債 務 者に 代わっ てその 支払 に 関 す る 切 の 裁 判 上 又は 裁 判

外 の 行 為 をす る 権 限 を 有するものとすること。 (第 八百三条第 項 関 係

救 助 さ れ た船 舶 の 船 長は、 救 助 料に関 Ų 救 助 料 の 債 務 者のために、 原告又は被告となること

ができるものとすること。(第八百三条第二項関係)

お 11 ζ 及び これ の規定 5 の んは、 規 定 中 救 助 に 債 従事 務 者」 L た船 ح あ る 舶 の の は、 船 長 \neg につい 債 権 者 て 準用するも 当 I該船 舶 の のとすること。 船 舶 所有者及び この 海 員 場 に 限

る。)」と読み替えるものとすること。(第八百三条第三項

関

係

(七)

か 5 ま で の 規 定は、 契約 に基づく救助 に っ ١J て は、 適 用 b な しし も のとすること。

第八百

関

係

冏法第八百十一条第二項ただし書を削除するものとすること。

特別補償料

約が 沿岸 軽 の 減 障 海 あ 害 海 難 の 域 に るときを除 た を め 及 に 遭 の措置 ぼ お 遇 す 11 し お て た をとっ き、 海 船 そ . 注 環 れ 舶 から排 船 が たときは、 舶 あ 境 る場 所 の 保 出され 有 者 合 全 E に に . 対 そ 著し お た油そ ŕ の 者 L١ て、 しし 特別 障 の (以下「 当 害 他 補 [を及ぼ. 該 の 償料 船 物 汚染 舶 に Ų より の支払を請 の 対 救 処 助 若しく 海洋が汚染され、 船 に 舶 従 は 求することができるも 救 事 人 助 L の 従 た 事 者 健 者」 が 当 康を害 当該 ح 11 該 汚染が 障 う。 害 又は **ത** 広 のとす 防 は、 範 こ 止 れ 进 又 る 特 は 5 の

こと。 特 別 補 償 第八百 料 の 額 五 条 は 第一 項 関 係

に規定する措置とし て必要又は有益であった費用に相当する額とするも

のとすること。 (第八百五条第二項関係)

特別 ては のとすること。この場合においては、 該 汚染対 障 補 償 百分の百) 害 処 料 の は 船 防 舶 止 当 又 救 を乗じ は 事 助 者 従 軽 の 減 事 って 得 請求 者がっ の 結 そ た 果 に 額 に ょ の 比 ıΣ 措 を 加 置 L (二) の て著し 算 に に ょ L IJ 規定を準 規 た く少 額 定する費 以下 に な 規 用するものとすること。 の L١ 定する 範 用 ことそ 囲 の 内 額 障害を防止し、 に の 以上当該額 お 他 l1 の 特 て、 別 裁 に の 又は 判 事 百分の三十(当該 所 情 第 が が 軽 八百五条第三項 減 こ あ れ る U 場 たときは を定め 合に るも 額 あ が

関

係

汚 染 対 処 船 舶 救 助 従 事 者 が 同 の 海 難 に つ き救 助料 に 係る 債 権 を有す るときは、 特 別 補 償 料 の

額 は 当 該 救 助 料 の 額 を 控 除 し た 額 とするも の とすること。 第 八百五 一条第四 項 関 係

汚染 対 処 船 舶 救 助 従 事 者 の 過失に によっ て に 規定する障害を防止 Ų 又は軽 減 することが でき

こと。 (第八百五条第五項関係)

なかっ

たとき

は、

裁

判

所

は、

こ

れ

と考慮

し

て、

特

別

補

償

料

の

額を定めることができるものとす

(八 救助料に係る債権等の消滅時効)

救 助 料 又は 特 別 補 償 料に 係 る 債 権 ば、 救 助 の 作業が終了 U た 時 か ら二年 間 行 使 L な しし

ときは、

時

効によって消滅するものとすること。(第八百六条関係

(九 非航海船の救助への準用)

海 難 救 助 に 関 す る 規 流定は、 非 航 海 船 又は 非 航 海 船 内 に あ る 積 荷そ の 他 の 物 を 救

て準用するものとすること。 (第八百七条関係)

7 共同海損

(一 共同海損の成立

船 舶 及 び 積荷等に 対する共 同 の 危 険 を 避 け る ため に 船 舶 又は 積荷等 につ ١J て処分が さ れ たときは

該 処分 以 下 共 同 危 険 回 避 処 分 لح いう。 に よっ て生じ) た 損 害及び 費用 は、 共 同 海 損 ح

るものとすること。 (第八百八条第一項関係

(二 共同海損となる損害又は費用

共 同 海 損 となる 損 害 の 額 は 次に 掲げ る区分に応じ、 そ れぞれ に定 め る額・ に よっ て 算 定するも

助

する

場合に

つい

とを要し のとすること。 なくなっ ただし、 た 一 切 の 口及び二に定める額 費 用 の 額 を 控 除 する につ も ŀ١ のとすること。 て ţ 積 荷 の 滅 第 失又は 八 百 九条箱 損 傷 第 の ため 項 関 に支払うこ 係

1 船 舶 到 達 の 地 う 及 び 時 に お け る当該 船 舶 ഗ 価 格

積 荷 陸 揚 げ の 地 及 び 時 に お け る当 該 積 荷 の 価

格

八 運送賃 積 荷 以 外 陸 の 揚 船 げ 舶 内に の 地 及び時に あ る 物 おい 到 達 て請求することができる運 の 地 及 び 時 におけ る当該物 送 の 賃 価 の 格

額

され の実 に されることとなるときも、 虚 船 偽 た 価 荷 証 の 価 ょ 券 記 IJ 額 載を・ 低 そ に よっ L١ の U 価 他 τ た場合に 額 積 版を記載. 定めるものとすること。 荷 の 価 おい 同様とするものとすること。 したときは、 格 を 評 て 定するに足り 当該記載 その 積荷 によることとすれば 積 傾荷に加/ る書 の 価 類 格 えた損害の 以下「 に (第八百九条第二 影 響を 価 及ぼ 積 額 格 ば、 荷 評 す の 定 当該! 事 実 書 項 項 価 類」 関 ょ に 価 とい 格評定 係 IJ つ き価 低 ١١ う。 格 価 類 評 格 が に 定 に 評 積 定 類 荷

次 に 揭 げ る損害 又は 費用 は、 利 害関係 人が分担することを要し な L١ も のとすること。 第 八 百

九 条 第 三 項 関 係

甲 次に 板 積 . 掲 み げ をする る物 に 商 慣 加 習 え た損害。 が あ る場 合を除 ただし、 (八にあっては一2七) に掲げ る場合を、二にあっては

(八)(口)(イ) 船 舶 所 有 者 に !無断 で船 積 み がされ た積 荷

船 積 み に 際 L て 故 意 に 虚 偽 の 申告が さ れ た 積 荷

高 価 品 で あ る 積 荷であっ て、 荷送人又は 傭 船 者が 運 送を委託するに当たりそ の 種 類 及び 価

額 を 通 知 L て L١ な L١ も ഗ

甲 板 上 の 積

(木)(二) 属 具 目 録 に 記 載 が

特 別 補 償 料

な l1 具

共同 海 損 の 分 担 額

(三)

商 法 第 七 百 九十二 条ただ L 書 を 削 除す る も の とすること。

共 同 海 損 は 次 に 掲げ

担 す る も の とすること。 第 八 百 +· 条 第 項 関 係

る者

船

員

及

び

旅

客

を

除く。

が

そ

れ

ぞ

れ

に

定

め

る

額

の

割

合

に

応

じ

て

分

1 船 舶 け る当

の 利 害 関 係 人 到 達 の 地 及 び 時 に お

該

船

舶

ത

価

格

額

を

控

除

し

た

額

とし

た

場

合

に

当

該

積

荷

の

利

害

荷 の 利 害 関 係 人 (イ) に 掲 げ る 額 か 5 (口) に 掲 げ る

積

(ロ)(イ)

陸 揚 げ の 地 及び 時 に お け る当 該 積 荷 の 価 格

共 同 危 険 避 処 分 の 時 に **(1)** に 規 定 す る 積 荷 の 全 部 が 滅 失 L た

関 係 人 が 支払 うことを要 L な しし こととな る 運 送 賃 そ の 他 の 費 用 の 額

時 に お け る当 該 物 **ത** 価 格 八

積

荷

以

外

の

船

舶

内

に

あ

る

物

 $\overline{}$

船

舶

に

備

え

付

け

た武器

を

除

の

利

害

関

係

人

到

達

の

地

及

び

(ロ)(イ) 運 送 (ロ) に 人 規 (1)定 に す 掲 る げ 運 る 送 額 か 賃 5 の う (口) ち、 に 掲 げ 陸 る 揚 額 げ **ത** を 控除 地 及 7 X L た 時 に 額 お 61 て 現

船 員 の 給料 そ の 他 の 航 海 に 必 要 な 費 用 共 同 海 損 لح な る 費 用 を除 **** のうち、 共同 危 険

に

存

する

債

権

の

額

海 上

保

険

避 処 分 の 時 に 船 舶及び しロイ) (イ) に_埋 規定する積 荷 の全部 が滅失し たとした場合に運送人が支払う

ع を要. U な 61 こととな る

共 同 危)険回! 避処分の後、 到 達又は陸揚 げ前 に 1船舶 又は 積 荷等に つ ١J て必要費又は有益 費 を 支出

U た額とするものとすること。

L

たときは

1

か

ら八までに定

め

る額

は

そ

の

費

用

共

同

海

損

となる

費用を

除

の

額

を

控

除 第八百十条第二項 関 係

に 規 定する者が共同 危険回 避 処分に・ よりその 財 産 に つき損害を受けたときは、 その者に

ては に 定め る額 は、 そ の 損 害 の 額 、 当 該 財 産 に つい て に規定す る 必要費 又 は 有 益 費 を 支出

を加 算 Ü た額とするものとすること。 (第 八百十条第三 項 関 係

L

た場合に

あっては、

その費用

共同海

損となる費

用

に限る。

の

額

を

超える部

分

の

額

に

限

ಠ್ಠ

つい

価 格 評 定 書 類 に 積 荷 の 実 価を超える価 額 を記 載 し たときは、 そ の 積 荷 の 利 害 関 係 人 へは、 当 該 価

及 ぼ 格評 定 書 類 に記 載 さ れ た 価 額 に 応 じ て共同 海 損を分担するものとすること。 L l١ て 載 積 ょ 荷 の 価 格 に 影 れ 響 を

積 荷 の す 事 実 価 項 を超っ に つ え き る 価 価 格評 格が評定されることとなるときも、 定 書 類 に 虚 偽 の 記 載 を た 場合に 同様とするも お 当 該 のとすること。 記 に ることとす 第 八 百 ば

十条 第 四 項 関 係

商 法 第 七 百九十三条第三 項 を削 除する・ も のとすること。

(四) そ の 他

商 法 第 七 百 九十 · 六条 及び第七百九十九条を削 除するものとすること。

(保険者の塡補責任

保 険 者 は 海 難 の 救 助 文は 共 同 海 損 の 分 担 の た め 被 保 険 者 が 支払うべ き 金 죔 を塡 補 す る 責 任 を 負

うものとすること。 (第八百十七条第一項関係

(二 告知義務

こととされ

!る損!

害

の

発

生

の

可 能

性

に

関

する

重

要

な

事

項

に

つ

١J

て

事

実

の告知をしなけ

れば

ならな

しし

保険契約者又は 被保険者に な る者 ば 海上保 険契約 の締 結に際 Ų 海 上 保険契約 に より 塡 補 す る

も のとすること。 第 八 百二十 条 関 係

三 希望利益保険

商法第八百二十条を削除するものとすること。

(四) 保険期間

商 法 第 八 百二十一 条及び第八百二十二条を削 除するものとすること。

(五) 契約締結時に交付すべき書面の記載事項)

保 険 者 が 海 上保 険 契約を締結 U た 場 合に お 61 ては、 保 険法 第六条第一 項 に 規定する 書 面 に は、 同

項 各号に 掲 げ る 事 項 の ほ ゕੑ 次に 掲 げ う場 合 の 区分に 応じ、 それぞれ に定める事 項 を 記 載 L な け

れ

ばならないものとすること。(第八百二十一条関係)

定 \overline{X} め 域 船 が 舶 あ 保 るときは の 険 契約 航 海 に を つ 締結した場合 そ しし の て 港 船 舶 を含む。 保 険 契 船 約 舶 を の 並 名 締 称、 び 結 に L 船 た 玉 籍 舶 場 所 合 有 に 種 者 類 あ の つ 氏名又は 船質、 て は 発 総 名 ۲ 航 · ン 数、 称 港 及び 建 到 造 達 港 の 年及 寄 び 航 港 航 行 の

(六) (七) 予 定 危 商 法 険 保 第 の 変 険 八 更

貨

物

保

険

契約

を

締

結し

た場合

船

舶

の

名

称

並

び

に

貨

物

の

発送

地

船

積

港

陸 揚

港及び

到達

地

百二十 六条を削除す えも のとすること。

そ の 貨 支払 物 保 の 険契約 方法、 に 船 お 11 舶 て、 の 名 保 称 又は 険 期 貨 間 物 保 の 発 険 送 金 地 額 保 船 険 積 港 の 目 陸 的 揚 物、 港 若 約 定 L < 保 は 険 到 価 達 額 地 保 :険料若. 以 下 保 < 険 は 期

間 等 とい う。 に つ ŧ そ の 決 定 の 方法 を 定 め たときは 保 険 法 第 六 条 第 項 に 規 定 す á 書 面

は 保 険 期 間等を 記 載することを要 U な 61 も の とすること。 第 八百二十五条 第 項

ときは 保 険 契約者又は 遅 滞な < 被 保 保 険 険 者 者 に は 対 ŕ に 規定す その 旨 る場 の 通 合に 知 を発 お しし L な て、 け 保険 れ ば 期 な 5 間 な 等 が 11 も 確 定 の とすること。 L たことを知 つ 第 た

八百一 二十五条第二 項 関 係

保 険 契約 者 又は 被 保 険 者 が 故 意又 は 重 大 な 過 失に より 遅 滞 なく の 通 知 を L な か つ たときは

貨 物 保 険 契 約 は、 そ の 効 力 を失うものとすること。 へ 第 八百二十五条第三 項 関 係

保 険 者 の 免

(八)

保 険 者 ば、 次 に 掲 げ る 損 害 を 塡 補 する 責 任 を 負 わ な L١ も の とすること。 第 八百二十六条 関 係

1 保 保 険 の 目 的 物 の 性 質 若 L < は 瑕 疵 又 は そ ഗ 通 常 ഗ 損 耗 に よっ て 生 じ

険 契 約 者 又 は 被 保 険 者 の 故 意 又は 重 大 な 過 失 責 任 保 除契 約 に あ っ ては、 故 意 に よっ て

た

損

害

関

係

に

生じ た 損 害

八 戦 争 そ の 他 の 変 乱によって生じ た損 害

= 船 舶 保 険契約 に あっ ては、 堪 航 能 力担保 義務に反したことによって生じた損

とすること。

朩

貨

物

保

険

契

約

に

あっ

て

は、

貨

物

の 荷

造

IJ

の 不

完

全によっ

て生じ

た

損

害

商 法第八百三十 条を削 除するも の

(九) 貨 物 の 損 傷 等の場 合 の塡 補 責 任

保 険 の 目 的 物 で あ る貨 物 が 損 傷 ŕ 又 は そ の 一 部 が 滅 失し って 到 達 地 に 到 着し たときは 保 険 者

は 1 に 掲 げ る 額 の ロに 掲げ る額 に対する割合を保険 価 額 (約定保険 価 額 が あるときは 当 約

定保 険 価 額 に 乗 じ) て得. た 額 を 塡 補する責 任 を負うものとすること。 (第八百二十七条 関 係

後 の当 該 貨物 の 価 額を控除 L た 額

1

当該

貨

物

に

損

傷

又は

部

滅

失

が

なかっ

たとし

た場合の当該貨物

の

価

額

から

損

傷又は

部

滅

失

当該 貨 物 に 損 傷 又は 部 滅 失 が な かっ たとし た場合の 当 該 貨 物 の 価 額

商 法第八百三十二条第二項 を削除するも のとすること。

(+)保険者は、 保険契約者又は被 保険者が、 故 意又は |重大な過失により二の 事 実の告知をせず、

又は

する

不 実の告知 を したときは、 海 上保 険 契約を 解除 することが できる も の とす ること。 この 場 合に お

ては、 も のとすること。 保 険法第二十八条第二項第一 (第八百二十九条関 号及び第四項 係 並びに第三十一条第二項第一号の規定を準用

 (\pm) 委付

- 32 -

商 法 第 八百三十三条から第八百 四 Ŧ 条までを削除するものとすること。

9 船 舶 先 取 特 権 及び船 舶 抵 権

(-)船 舶 先 取 特 権 の 立

次 に 掲 げ る 債 権 を 有する者 は、 船舶 及 び そ の 属 具 に つ 1) て 先取 特 権 を有する も のとすること。

第八百四十二条関 係

1 船 舶 の 運 航 に 直接関連して生じた人の生命又は身体 の侵害による損害賠償請

救助 料 に 係 る 債 権又は 船 舶 の 負担に 属 する共同 海 損 の

八

玉

税

徴

似法若.

しくは

玉

税

徴収

の

例によって徴収することのできる請

求権であって船舶

の

入港

求権

分担に基づく 債 権

港 湾 の 利 用そ の 他 船 舶 の 航 海 に 関 して生じたもの又は水先料若しくは引き船料 に 係 る債 権

航 海 を 継 続す る ため ات 必要 な 費 用に 係 る 債 権

ホ 雇 用 契 約によって生じた船長その 他 の 船 員 の 債 権

商法 第 八 百 四十三 条を削除す る ŧ のとすること。

(<u></u>_) 船 舶 先 取 特権 の 順 位

に掲 げ る債 権 E 係る先取 特権 (以下「 船 舶 先取特権」 という。 が互い に 競 合する場 合に

は、 そ の 優 先 権 の 順 位 は (-)1 か らか ま で に 掲 げ る順 序 に 従うものとすること。 た だ 救 助

料 するも に係 る の とすること。 債 権 の 船 舶 先取特権は、 第 八 百四十三条 その発生 第 の 頂 時 におい 関 係 て既に生じてい た他の船舶先取特権に

優先

商法第八百四十四条第三項 を削 除する・ も のとすること。

Ξ 表 記 の 現 代 用 語 化等

も のに 第 二編第 改 め る等の 五 章 か 表記 ら第九章まで及び第三編について、 の現 代用語化を行うものとすること。 その表記 (第五百四十三条から第八百五十条ま を平仮名 語 体 に改 め、 用 語 を平 易な で関

係

第 二 玉 · 際 海 上 物 品 運 送法 の 部改

正

船 玉 際海 荷 証 上 券 物 品 運 送法第 丷 条から第 + 条 までを削 除 するも

責任 の 限 度

1 運 送 品 に 関 はする運 送 人の 責 任 ば、 次に 掲げ る金額のうちいずれ か多い 金 額 を限度とするものとする

のとすること。

滅失、 九 損 , 条 第 傷 又は 延 項 関

こと。

第

係

着に係る運送品の包又は単位の数に一 計算単位の六百六十六・六七倍を乗じて

得 た 金

- (\bot) の運 送品 の総 重 量 ーについ てーキログラムにつき一計算単 位 の二倍を乗じて得 た 金 額
- 2 運送品がコンテナー、 パレットその他これらに類する輸送 用器具(以下「コンテナー等」 ح 11

は を 容積若 単 用 いし 位 て 運 し < 数と は 送される場 重 量 が なす 船 ものとすること。 合に 荷証券又は海上運送状に記載され お け る 1 の 規定 (第九条第三項) の 適 用 に つ ١J て て Ŕ いるときを除き、 そ の 運送 品 の包若し コンテナー くは 等の数 個 品 の を包 数 又

関

係

Ξ 船 舶 先 取 特 権

又

は

の

み

玉 際海上物品運送法第十九条を削除するものとすること。

第 三 その他

そ の他所要の規定を整備するものとすること。

第 四 附則

施行期日等

1 この法律の施行期日について定めること。 (附則第一条関係)

この法律の施行に伴う所要の経過措置の規定を定めること。 (附則第二条から第十六条まで関

船舶法等の関係法律の規定を整備すること。

関係法律の この法律 の 整備 施行に伴い、

まで関係

2

- 35 -

(附則第十七条から第五十二条

係)